

枚方京田辺環境施設組合
地球温暖化対策実行計画

平成31年（2019年）3月

枚方京田辺環境施設組合

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1 目的
- 2 対象とする範囲
- 3 対象とする温室効果ガス
- 4 計画期間

第2章 温室効果ガスの排出状況

第3章 温室効果ガスの削減目標

第4章 目標達成に向けた取組

- 1 目標達成に向けた取組
- 2 環境負荷を軽減する取組

第5章 計画の推進と実施状況の点検・評価

- 1 推進体制
- 2 点検・評価
- 3 公表

第1章 計画の基本的事項

1 目的

枚方京田辺環境施設組合（以下「本組合」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、本組合が実施している事務・事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2 対象とする範囲

本組合が実施している事務・事業を対象としています。
ただし、外部に委託して実施するものは除きます。

3 対象とする温室効果ガス

法第2条第3項に規定されている6物質のうち、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4物質を対象とします。パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄については、排出状況の把握が困難であることから対象外とします。

温室効果ガスの種類	排出源となる活動	地球温暖化係数 ¹
二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用 自動車の走行	1
メタン（CH ₄ ）	自動車の走行	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの冷媒（HFC-134a）	1430

4 計画期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間とし、基準年度を平成29年度（2017年度）とします。

¹ 各温室効果ガスの温室効果の強さが種類によって異なることを踏まえ、二酸化炭素を1(基準)として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの。数値は地球温暖化対策推進法施行令第4条より引用。

第2章 温室効果ガスの排出状況

基準年度である平成29年度（2017年度）に本組合が実施した事務・事業における温室効果ガスの排出量は下表のとおりです。

単位：kg-CO₂

温室効果ガスの種類	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素（CO ₂ ）	6,627
メタン（CH ₄ ）	4
一酸化二窒素（N ₂ O）	82
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	29
総排出量	6,742

第3章 温室効果ガスの削減目標

平成35年度（2023年度）温室効果ガス排出量について、平成29年度（2017年度）総排出量と比べて5%の削減を目指します。

第4章 目標達成に向けた取組

- 1 目標達成に向けた取組
 - (1) 不要な照明は消灯する。
 - (2) 不要なOA機器は電源を切る。
 - (3) 空調を使用するときは適正な設定温度にする。
 - (4) 公用車を運転するときはエコドライブを心がける。
 - (5) 公用車の更新は可能な限り環境負荷が小さいものを選択する。
- 2 環境負荷を軽減する取組

- (1) 物品等はグリーン購入²を優先する。
- (2) 両面印刷・両面コピーを心がけ、紙の有効活用に努める。
- (3) 不要となった紙は再資源化に努める。
- (4) 節水を心がける。

第5章 計画の推進と実施状況の点検・評価

1 推進体制

本計画の意義・目的を本組合職員が理解し、取組項目を積極的に実践することとします。

2 点検・評価

年度毎の年間の温室効果ガス排出量について、点検・評価し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

3 公表

年度毎の年間の温室効果ガス排出量を公表します。

² 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。